

- 2 乗車又は降車時に飛び乗り又は飛び降りをしないこと。
- 3 積載作業にあたっては、操作手順、ダンプ排出の作業等について作業手順書等で明記し徹底すること。
- 4 積載にあたっては、廃棄物の形状、重量等を考慮し作業をすること。
- 5 積み込み時は、回転板や押し込み板等の運動部分及び上昇下降時のテールゲートには近づかないこと。
- 6 止むを得ずテールゲートを上げ、その下に入るときは、運転席においてテールゲートが降下しないようにインターロック装置を使用し、かつ、安全棒で固定すること。
- 7 洗車、点検、整備等で止むを得ずホッパー内部に入るときは、エンジンを停止し、サイドブレーキを確実に掛けて、キーを抜き自分でもって入らせること。

#### (バキューム車)

第68条 事業者は、バキューム車を用いて作業を行うときは、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 指定された液体等以外の積載を行なわないこと。
- 2 吸引・排出作業にあたっては、バルブ操作、ハッチの開閉操作、廃棄物の付着時の措置、タンク上での作業について作業手順書等で明記し徹底すること。
- 3 日常点検では、配管、ホース接続部、ホース等の損傷有無並びに洩れの有無等について点検を行うこと。
- 4 荷を積んだ状態でテールゲートを固縛したままダンプすると転倒する危険があるので「解放」してからダンプすること。
- 5 引火性の廃溶剤の取扱時は、車輌のタンク、ホースに静電気防止のため接地を行うこと。
- 6 タンクを上昇させるとき及びタンクの下に入るときは人がいないことを確認すること。なお、タンクの下に入るときは、安全棒（安全ブロック）、差さえ棒を掛け、駐車ブレーキ、歯止めにて確実に車輌を停止させること。

#### (脱着式コンテナ車)

第69条 事業者は、脱着式コンテナ車で作業を行うときは、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 脱着式コンテナ自体の重量を考慮して過積載にならないよう留意すること。
- 2 脱着するときは平坦な安定した場所で行うこと。
- 3 積込み時に荷がこぼれ落ちないようシート等を施した後、積み込みをすること。
- 4 運搬距離が長い場合、時間を定めてシート等を点検すること。
- 5 走行中は、テールゲートを確実に固縛しておくこと。
- 6 脱着コンテナの作業にあたっては、脱着の方法、積み卸し、積載物の排出、点検等の作業について作業手順書等で明記し徹底すること。

- 7 点検、清掃時は、アームを下げた状態で行うこと。止むをえずアームを上げた状態で行うときは、安全棒等を使用しアームが落ちないようにすること。
- 8 アームを上げた状態ではコンテナの下に入らないこと。

解説：第67～69条

- 1 収集運搬車輌は、液状・泥状・固形状等産業廃棄物の状態や特性に応じ多くの車種や型式のものがありますので、より適正な車輌を選択する必要があります。本規程では、そのモデルとしてパッカー車、バキューム車、脱着式コンテナ車を選び安全確保について規程化しました。収集運搬車輌は、事業場によって種々異なりますので、本規程をモデルとして事業場独自の規程を作成してください。
- 2 収集運搬作業の安全化で共通的に言えることは、次の通りです。
  - (1) 収集運搬車輌ごとに作業手順書等の標準書を作成すること。
  - (2) 車輌の可動機構部に接触しないこととテールゲート、タンク等の下に入らないこと。
  - (3) 適切な保護具を使用すること
- 3 収集運搬車の走行にあたっては、交通事故や沿道環境の悪化を防ぐ意味からも、過積載にならないようにすることが重要です。

（走行運搬作業）

第70条 事業者は、車輌等の走行運搬作業については、「自動車3法」及び「交通労働災害防止のためのガイドライン」に掲げる事項を実施し、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 運転作業
  - (1) 車輌等の日常点検及び定期点検整備を実施すること。
  - (2) 安全運転管理者等又は運転者は、整備不良車両を運転させ、又は運転してはならない。
  - (3) 無理のない走行計画を定め、これにより走行させること。
  - (4) 過大なハンドル操作を避けること。
  - (5) 積荷の重量、形状、荷姿等が適正であることを確認すること。
  - (6) 走行途中で固縛状態を必ず点検すること。
  - (7) 重量物を積載している場合には、車輌の横転を防止するため車間に十分な余裕をもって車線の変更を行うこと。
- 2 荷役作業
  - (1) 積載にあたっては、過重が生じないようにすること。
  - (2) 荷崩れ又は荷の落下を防止するため、荷にロープ又はシートを掛ける等必要な措置を講じること。

(3) 荷役は、平坦で堅固な場所で行うこと。

解説：

1 自動車3法とは、次の法律を指します。

(1) 道路運送車両法

道路運送車両（自動車、原動機付自転車及び軽車両）に関し安全性の確保及び公害の防止並びに整備についての技術の向上等を目的としている。その中には自動車の種別も含まれている。所轄官庁は国土交通省である。

(2) 道路交通法

道路における危険の防止、交通の安全と円滑を図り、道路交通に起因する障害の防止を目的としている。その中には自動車の種類、乗車人員、積載物の重量、積載の方法、使用者の義務、安全運転管理者、運転免許等が規定されている。所轄官庁は警察庁となっている。

(3) 道路法

道路に関して路線の指定及び認定、管理、構造、保全等を目的としている。

また、これを受けて道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため車両についての制限を規定したものが車両制限令である。この中には車両の大きさ、重量等が規定されている。所轄官庁は国土交通省である。

2 交通労働災害の防止のためのガイドラインの骨子

（厚生労働省 基発第83号の2 平成6年2月18日）

交通労働災害（自動車等の交通事故による労働災害）は、業務との密接な関係の中で発生するものであり、これを防止するためには、単に自動車等の運転を行う労働者に交通法規の遵守を求めるだけでなく、事業者が、自主的に一般的労働災害と同様に、総合的かつ組織的にその防止対策に取組むべきである旨を指針として策定したものであり、下記のような内容で構成されています。

(1) 交通労働災害防止のための管理体制

(2) 走行管理

(3) 教育

(4) 健康管理

(5) 意識の高揚

3 交通事故発生への対処

交通労働災害（交通事故）が発生した場合には、負傷者の救護や警察署への通報は真っ先にやらなければなりません。後日の事故処理を円滑にするため、直前の運行速度、ブレーキを掛けた位置、停車位置等について、可能な範囲で記録しておくことも大事です。

## 第8章 中間処理作業の安全衛生管理基準



## 第8章 中間処理作業の安全衛生管理基準

### 第1節 受け入れ作業

(処理方法検討のための試験作業)

第71条 事業者は、廃棄物の処理方法に当たっては、排出者の廃棄物の性状に関する情報を基に行うこと（第63条参照）。性状の判らない廃棄物は返却を原則とするが、やむを得ず処理しなければならないときは、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 有識者が、色、臭い、粘土、沈殿物の有無等によって、物質の種類を推定し、燃焼、中和等の処理方法を決めること。
- 2 試験作業時は、次の要領で実施すること。
  - (1) サンプルは少量とすること。
  - (2) 局所排気装置（ドラフト等）の中で試験をすること。

解説：

- 1 産業廃棄物の処理方法は、排出事業者からの排出物の危険有害情報に基づき実施することになります。しかし、その情報の信憑性に疑問がある場合や情報が無い場合には試験を行ない、適切な処理方法を決める必要があります。
- 2 この試験段階で思わぬ事故や災害を誘発することがあります。常に安全サイドに立った試験を行う必要があります。

### 第2節 個別処理作業

(選別処理)

第72条 事業者は、産業廃棄物を受け入れた後の選別処理作業を行うときは、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 分別に当たっては、スプレー缶、カセットボンベ等の危険物、密閉物、不明物等を除去するとともに、納入業者を特定出来た場合は返却し、特定出来ない場合は、専門業者に解体処理を依頼すること。
- 2 労働者が受け入れヤード等で選別作業をするときは、フォークリフト、貨物自動車等各種車輌との接触防止のために、作業区域と運行区域を色別区分したり、車輌に誘導者の配置等を行うこと。
- 3 選別処理装置のコンベヤーには、はさまれ・巻き込まれのおそれがある箇所に覆い、囲い、非常停止装置等を設けるとともに、投入口及び分別品の落下箇所には、落下・飛来の防止策を講じること。
- 4 手選別ラインの場合は、作業の内容に応じてコンベヤーの速度を調整できること。
- 5 コンベヤーを用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に点検を行うこと。

こと。

- 6 安全帽、保護眼鏡、防じんマスク、安全靴、革手袋等必要に応じて保護具を着用させること。
- 7 粉じんが懸念されるときは、散水し湿潤化を行うこと。
- 8 人力で重量物の選別等を取り扱う場合は、所定の重量以下として、腰部に負担のかからない作業で行うこと。また、複数の労働者で作業を行うときは、作業指揮者を配置すること。

解説：

- 1 選別処理作業は、コンベヤーライン等での手選別作業が主体となります。次工程のトラブルのもととなる爆発性、発火性等の廃棄物を確実に除去することが大事です。また、ヤード等での作業では、重機類や搬入トラック等との協業作業が発生しますので、作業域を明確にしておく必要があります。  
なお、機械が廃棄物により停止した場合は、ウエイティング状態なので機械を完全に停止させてから措置を行うようしてください。

(破碎処理)

第73条 事業者は、破碎処理作業を行うときは、次の事項を厳守しなければならない。

- 1 産業廃棄物の種類、物性、組成及び破碎の目的等に適した破碎機等を使用すること。
- 2 破碎機等設備を設置する場合は、次の事項を整備すること。
  - (1) 破碎機、分級機等は、建物内に入れ、壁面には防音対策を施すこと。
  - (2) 局所排気装置及び集じん装置を設けること。
  - (3) 発じん部に散水設備を設けること。
  - (4) 破碎機室のドアは、内開き構造とすること。
  - (5) 破碎機等設備のホッパー、バケットコンベヤー等で、はさまれ・巻き込まれのおそれがある箇所または廃棄物が飛来する箇所には、覆い、囲い、柵、非常停止装置等を設けること。
  - (6) ホッパー等の開口部に転落するおそれがあるときは、高さが90cm以上の柵を設けること。
  - (7) 運搬車から直接貯留ピットに廃棄物を投入する時は、ピットあるいはホッパー等への投入部に十分な高さの車止めを設けること。
  - (8) 破碎機の投入口には、廃棄物の飛散防止のためのカーテンを設置すること。
- 3 バケットコンベヤーは、その日の作業を開始する前に点検を行うこと。また、局所排気装置及び集じん装置については1年に1回定期に自主検査を実施すること。
- 4 運搬車を用いて廃棄物を投入する等の作業を行う時は、作業の周囲を柵、ロープ等で立入禁止にすること。